

事業者の皆さまへ

知ってほしい 国家を支える そのルール



◆今年度の標語の作者は、警察庁関東管区警察局 出口 聖夜 さんです。

国家公務員倫理啓発活動

国家公務員と関わりのある**事業者**の皆さまへ
～倫理の保持に御協力ください～



利害関係のある事業者の
皆さまとの間で主に次の
行為が**禁止**されています。

- ◆ 金銭や物品の**贈与**
- ◆ 酒食等のもてなし (**接待**)
- ◆ 車での送迎など、
無償のサービス提供
をすることなど

そのほか
詳細は
こちら！



(事業者向けページ)

公務員倫理ホットライン (相談・通報窓口) / 郵送による通報・相談も受け付けています。

rinrimail@jinji.go.jp

公務員倫理ホットライン

検索

国家公務員
倫理審査会
(令和5年 12月)

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。